

リハビリテーション専門職による 介護職員のスキルアップ支援 (事業所支援)を行います



東三河広域連合 地域リハビリテーション活動支援事業

- 事業所支援はどんなもの？

☞ Point 1
リハビリ専門職が講師です！

介護予防に関する豊富な知識を持つ講師が、各事業所に直接お伺いします。

☞ Point 2
介護事業所の
スタッフのスキルアップを
お手伝いします！

事業所における集団・個別の
リハビリ方法等の講習や、
介護技術の助言・指導を行います。

- 事業所支援を依頼できる団体は？

次の要件をすべて満たす、
指定介護サービス事業所、
指定介護予防サービス事業所、
地域包括支援センター
が依頼できます。

- ☞ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が配置されていない
- ☞ 利用者の生活機能の維持・向上、
自立支援の取り組みをしている

- 事業所負担は？

事業所負担はありません（無料です）

※ただし、回数と時間に制限があります

【回数】1団体につき、年4回まで

【時間】1回につき、2時間以内

★調整に時間がかかりますので、余裕をもってお申込みください。

お申し込み・・・お住まいの市町村の介護保険窓口へ

詳しい情報・・・東三河広域連合ホームページ

　　介護保険（地域支援事業）

　　地域リハビリテーション活動支援事業のページ

<https://www.east-mikawa.jp/2380.htm>

